

地理空間情報活用推進基本計画（令和4年3月18日閣議決定）について

Basic Plan for the Advancement of Utilizing Geospatial Information (Cabinet Decision 18th March 2022)

企画部 芹澤由尚・荒井静香・佐藤壮紀

Planning Department SERIZAWA Yoshihisa, ARAI Shizuka, SATO Takenori

要旨

令和4年3月18日、「地理空間情報活用推進基本法」に基づく地理空間情報の活用推進に関する政府の基本的な計画である「地理空間情報活用推進基本計画（第4期）」が閣議決定された。

第4期地理空間情報活用推進基本計画は、令和4年度から令和8年度を計画期間として、第3期までの計画での課題や、激甚化する災害や環境問題への取組、社会のデジタル化の加速、地理空間情報に関する技術の進化等を踏まえ、防災、経済、生活など様々な分野における地理空間情報のポテンシャルを最大限に活用した多様なサービスの創出と、官民連携による自律的・安定的かつ適切な提供の実現を目指し、全体指針とそれに基づいた具体的施策を定めるものである。また、具体的施策のうち特に重点的に取り組むべき施策として位置付ける10の「シンボルプロジェクト」を中心に、各施策の計画的な推進を図ることとしている。

国土地理院は、シンボルプロジェクトのうち「高精度測位時代に不可欠な位置情報の共通基盤「国家座標」の推進」に取り組み、位置情報、地図情報の基盤の整備により、i-Construction、スマート農業、自動運転、スマートシティ等のG空間技術を用いたプロジェクトの社会実装に貢献し、地理空間情報高度活用社会（G空間社会）の実現を目指していく。

1. はじめに

平成19年に地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号。以下「基本法」という。）が制定され、誰もがいつでもどこでも地理空間情報を入手し行動できる「地理空間情報高度活用社会（G空間社会）」の実現を目指し、デジタル形式による地理空間情報の整備・活用の推進に一層取り組むこととされた。

基本法では、政府は地理空間情報活用推進基本計画（以下「基本計画」という。）の策定及びこれに基づく施策の実施に関して関係行政機関による協力体制の整備を行うこととされている。

これに基づき、全府省の局長級を構成員とする地理空間情報活用推進会議（以下「推進会議」という。）が設置され、各府省間の連携・協力により地理空間情報の活用推進を総合的かつ計画的に進めている。

国土地理院は、推進会議（及びその前身組織）の発足当初から、その事務局として中心的な役割を担っている。

政府はこれまで3期にわたり基本計画を策定し、地理空間情報の活用に向けて取り組んできた。地理空間情報の活用をめぐる取組は、基盤整備（第1期）から利活用促進（第2期）、社会実装（第3期）へと段階的に深化してきた。一方で、持続測位を可能とする準天頂衛星システム7機体制の構築、高精度標高データの整備など、基盤となる地理空間情報の一層の整備・更新が引き続き課題としてあるほか、ドローンによる物流事業の実用化など、新時代の交通・物流システムをはじめ、地理空間情報を高度活用し、人々の生活の質を向上させる社会実装を加速させていく必要がある。また、新産業・新サービスでの地理空間情報の活用ポテンシャルが拡大する中、社会実装を進める上で重要となる地理空間情報を活用できる人材の育成も求められている。

このような背景を受け、令和4年3月18日、第4期となる基本計画が閣議決定された。第4期基本計画では、激甚化・頻発化する自然災害と環境問題、新型コロナウイルス感染症を契機としたデジタル化の加速、地理空間情報に関する技術の飛躍的な進化といった社会情勢等の変化を踏まえ、誰もがいつでもどこでも自分らしい生き方を享受できる社会の実現に向けて、地理空間情報のポテンシャルを最大限に活用した多様なサービスの創出・提供の実現を目指すこととしている。

本稿では、第3期までの基本計画の概要とその成果を紹介した後、第4期基本計画の概要及びそれに基づいて国土地理院が推進する具体的施策を紹介する。

2. これまでの地理空間情報活用推進基本計画

2.1 第1期基本計画 — 基盤整備

誰でも、いつでも、どこでも、どんなものからでも情報ネットワークにアクセスできる「ユビキタス社会」の実現の可能性や期待が高まっている中、これらの情報化の進展と社会のニーズを踏まえ、地理空間情報高度活用社会（G空間社会）を実現するために平成20年4月に第1期の基本計画が策定された。第1期の基本計画には、基盤地図情報の整備・

更新等の地理情報システム (GIS) に関する施策や準天頂衛星システム計画の推進等の衛星測位に関する施策、地理空間情報の活用推進に係る産学官連携の施策など様々な施策が位置付けられ、各種取組が進展した。

平成 20 年度には全国で縮尺レベル 25000 の基盤地図情報データ、平成 23 年度にはほぼ全国の都市計画区域において縮尺レベル 2500 の基盤地図情報データの整備がおおむね完了し、インターネットを通じて無償で入手できるようになった。また、平成 22 年 9 月に準天頂衛星「みちびき」初号機が打ち上げられ、様々な技術実証及び利用実証を通じて、準天頂衛星システムを利用した新事業や新しいアプリケーションの可能性、これらの実現に向けた課題の抽出等の成果を得た。さらに、産学官の各団体や機関、学識者からなる地理空間情報産学官連携協議会の設置を経て、平成 22 年 9 月には約 4 万人の来場者を集めた G 空間 EXPO (写真-1) が開催され、一般への普及啓発や新たなサービス・産業の創出の足がかりとなった。



写真-1 G 空間 EXPO

2.2 第 2 期基本計画 — 利活用促進

情報通信技術が急速に進展して、個人においてもスマートフォンなどの高機能携帯端末の普及が爆発的に進み、人口減少・少子高齢化、環境問題、エネルギー問題、経済社会のグローバル化、社会資本ストックの維持管理、地域の安全・安心の確保など、我が国が抱える様々な社会的課題を解決するためのツールとして、地理空間情報 (GIS や衛星測位の利用) が期待されるようになった。平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災も、復興と今後の災害への備えに地理空間情報の一層の活用が改めて求められる契機となった。このような状況を背景として、平成 24 年 3 月に第 2 期基本計画が策定された。第 2 期基本計画には、地理空間情報をワンストップで検索、入手、利用できる環境の整備が盛り込まれた。

平成 28 年 11 月、特性・分野別に集約された地理空間情報をワンストップで検索、入手、利用することのできる G 空間情報センターが設立され、運用が開始された。また、東日本大震災等の教訓を踏まえ、将来発生が想定されている南海トラフ巨大地震や首都直下地震に備えるため、災害に強く持続可能な国土を実現するための基盤となる地理空間情報の整備・流通・活用のための取組が推進された。

このほか、基盤地図情報等の地理空間情報の整備・提供・更新や衛星測位の高度な技術基盤の維持・強化の分野でも具体的な取組が進められた。

2.3 第 3 期基本計画 — 社会実装

情報技術の進展により、様々な情報がモノのインターネット化 (Internet of Things = IoT) によって瞬時に大量にビッグデータとして収集・蓄積され、人工知能 (AI) によって高度に処理・活用される第 4 次産業革命の波が訪れた。

このような状況を踏まえて平成 29 年 3 月に策定された第 3 期基本計画では、準天頂衛星 4 機体制の本格的な運用開始や、前述の G 空間情報センターを中核とした情報の共有化の進展が見込まれていたことを背景に、地理空間情報活用技術を第 4 次産業革命のフロントランナーとし、一人一人が「成長」と「幸せ」を実感できる新しい社会の実現を目指すことが明記された。

第 3 期基本計画の期間中においては、基盤地図情報や電子基準点網等の整備が着実に進捗するとともに、官民でオープンデータ化の取組が進み、防災、農業、国土交通など分野別に構築されたデータプラットフォームから多種多様なデータを誰もが自由に利用できる環境の整備が進んだ。また、平成 30 年度に準天頂衛星システム 4 機体制が確立された。全国 24 時間リアルタイムで、電子基準点による補正情報を用いたセンチメートル級の高精度な測位サービスを提供する運用が開始され、これを活用した製品展開など民間での取組が広がった。さらに、災害情報の地図化等による視覚化の地方公共団体での実装、津波浸水被害推計システムの本格運用、ダイナミックマップの技術仕様策定とそれを活用した自動運行装置を備えた自動運転車 (レベル 3) の市販開始、農業機械の遠隔監視での無人自動走行システムの開発など、官民それぞれにおいて地理空間情報の活用が進んだ。

3. 第 4 期地理空間情報活用推進基本計画の概要

3.1 第 4 期地理空間情報活用推進基本計画の構成

第 4 期基本計画は、2 部構成となっている。

第 I 部では第 4 期基本計画策定の背景となる社会

情勢の変化や全体指針を、第Ⅱ部では第Ⅰ部で示された全体指針を踏まえた具体的な施策を記載している。

3.2 第Ⅰ部 地理空間情報の活用の推進に関する基本的な方針

3.2.1 地理空間情報をめぐる社会情勢等の変化

前章で述べたとおり、これまでの基本計画を経て、地理空間情報の活用をめぐる取組は、基盤整備（第1期）から利活用促進（第2期）、社会実装（第3期）へと段階的に深化し、着実に成果を上げてきた。その一方で、近年、地理空間情報をめぐる社会情勢等にも様々な変化が見られている。

第3期基本計画の期間中にも地震災害の発生に加え、豪雨等の風水害が頻発した。今後も気候変動に伴う水災害・土砂災害の激甚化・頻発化が懸念されるほか、巨大地震の発生リスクも切迫している。

また、人間の活動により地球温暖化が進行し、気候変動が及ぼす影響が明らかになりつつある中、気候変動対策等の環境問題への対応も喫緊の課題となっている。我が国においても、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指し、積極的な温暖化対策を行うとともに、経済と環境の好循環を作り出していくことが求められており、温室効果ガス排出状況の把握、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた各種シミュレーション等の多様な分野におい

て、地理空間情報の活用が更に進むことが期待されている。

加えて、新型コロナウイルス感染症を契機として社会全体でデジタル化が加速した。地理空間情報に関しては、「密」を避けるためのリアルタイムの混雑情報、感染者との接触確認情報等へのニーズが高まり、位置情報の活用が進んだ。また、政府においては、デジタル社会の形成に関する施策を推進する新たな司令塔としてデジタル庁が設置された。

さらに、地理空間情報に関する技術も飛躍的に進化している。カメラ・センサの精度向上により、動的な地理空間情報を大量かつリアルタイムに取得することが可能となったほか、衛星データに関しては、陸域観測技術衛星2号「だいち2号」（ALOS-2）等を活用した観測・測量データの取得・蓄積が行われている。さらに今後は、準天頂衛星システム7機体制の確立や小型衛星コンステレーションによる高頻度・広域の観測データの取得・蓄積も見込まれる。データ処理能力の面においても、機械学習・深層学習等アルゴリズムの革新、CPUの性能向上などにより、これまで以上の分析を行うことが可能となりつつある。

3.2.2 地理空間情報活用によって目指すべき姿

このような社会的・技術的状況の変化を背景に、第4期基本計画では、誰もがいつでもどこでも自分

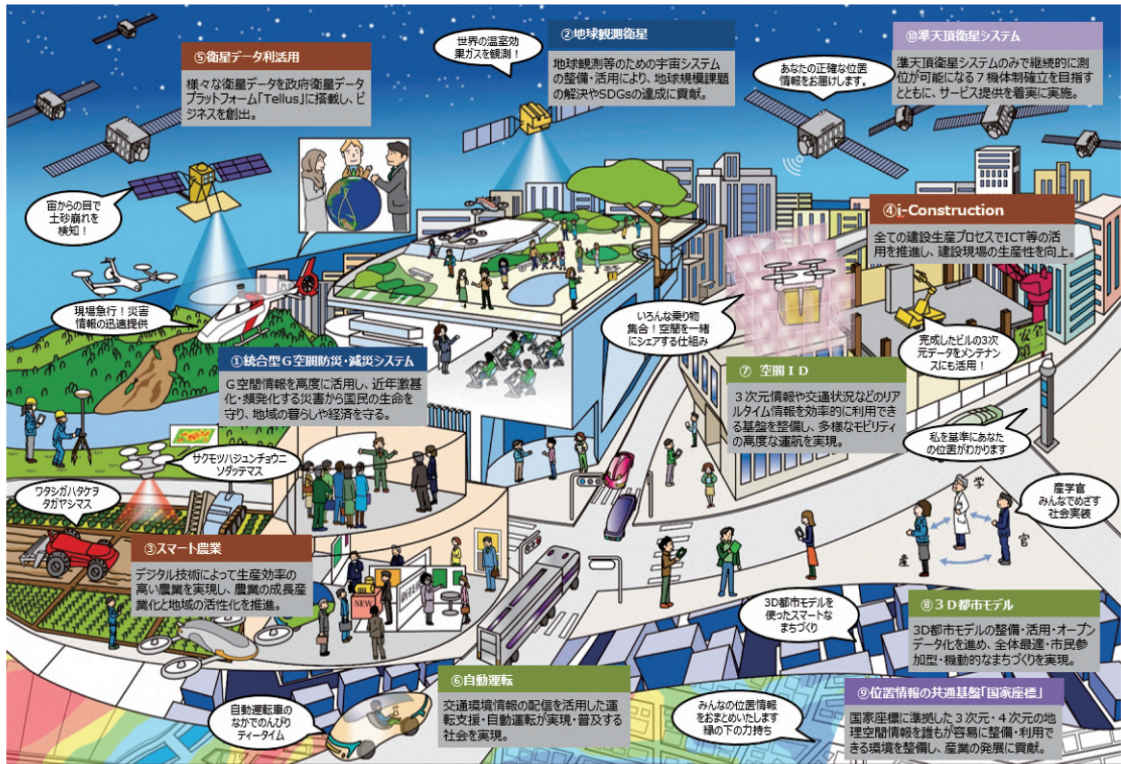


図-1 第4期の地理空間情報活用推進基本計画で目指す社会

らしい生き方を享受できる社会の実現に向けて、防災、経済、生活など様々な分野における地理空間情報のポテンシャルを最大限に活用した多様なサービスの創出と、官民連携による自律的・安定的かつ適切な提供の実現を目指すこととされた。図-1はそのイメージを示したものである。

3.2.3 第4期基本計画の全体指針

第4期基本計画では、地理空間情報をめぐる社会情勢の変化や技術の進化、地理空間情報活用によって目指すべき姿を踏まえ、令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間とし、(1) 地理空間情報活用の新たな展開、(2) 地理空間情報活用ビジネスの持続的発展スパイラルの構築、(3) 地理空間情報活用人材の育成、交流支援の3点を取組の全体指針とした上で、各施策を推進することとしている。

(1) 地理空間情報活用の新たな展開

前述のとおり地理空間情報に関する技術は大きく進化しており、これに伴い、GISで取り扱うデータは、過去に取得した静的(Static)なデータに加え、動的(Dynamic)でリアルタイム(Realtime)なデータの割合が増えている。さらに、それらが各分野で整備されたデータプラットフォームを通じ相互に接続(Connected)され、データのオープン(Open)化が進み、新たな価値の創出につながってきている。また利用目的についても、過去の状況把握やこれに基づく分析にとどまらず、過去のデータとリアルタイムデータを組み合わせた未来予測(シミュレーション)ができるようになってきた。

このように、社会課題を解決していくための基本的なツールとしての地理空間情報のポテンシャルは著しく高まっていることから、地理空間情報が社会の様々な課題解決に資する次世代の社会インフラであるとの認識を新たにし、地理空間情報活用の新たな展開に向けて積極的な発信・取組を行うことを1つ目の指針とした。また、データプラットフォームや、その上で展開されるサービスの創出のため、これまで潜在的な需要はあったものの地理空間情報が十分活用されていなかった分野を含めて活用分野の拡大に取り組むとともに、分野横断的な新たなビジネスやサービスの創出を促進していくこととした。

(2) 地理空間情報活用ビジネスの持続的発展スパイラルの構築

地理空間情報を活用する新産業・新サービスの創出に向けて国として進めるべきプロジェクトについては、ユースケース創出から実装に至り、民間を中心に自走できる段階に移行できるよう、政府の適切な支援とリードを行うことで、多様な価値を生み出

すビジネスの持続的発展スパイラルの構築を目指すことを2つ目の指針とした。そのスパイラル構築に当たっては、政府を含む産学官民の関係者が連携して、各プロジェクトの特性を踏まえつつ、事業者が関わりたいと思う仕掛け、事業者が関わりやすくする仕掛け、事業者の関わりを促進する仕掛けを検討し設定することとした。

(3) 地理空間情報活用人材の育成、交流支援

地理空間情報のポテンシャルを最大限活用し、社会課題の解決や新サービスの創出を実現していくには、地理空間情報の活用を担う人材の育成が必要となる。特に、斬新なアイデアを生み出す、いわば「価値を発見する」人材に加え、今後はいわば「発見された価値を実現する」人材の育成が必要であることから、交流機会の創出などにより、地理空間情報分野の人材が他分野・他業種に飛び込むことを促し、また他分野の人材を地理空間情報分野に引き込むことで、多様な人材が連携して事業化を推進するコミュニティの形成を促す。このような地理空間情報活用人材の育成、交流支援を3つ目の指針とした。

3.3 第II部 地理空間情報の活用推進に関する具体的な施策

第II部(図-2)では、全体指針である、(1) 地理空間情報活用の新たな展開、(2) 地理空間情報活用ビジネスの持続的発展スパイラルの構築、(3) 地理空間情報活用人材の育成、交流支援を踏まえて推進する具体的な各施策を記載している。推進する具体的な各施策は「1. 自然災害・環境問題への対応」、「2. 産業・経済の活性化」、「3. 豊かな暮らしの実現」、「4. 地理空間情報基盤の継続的な整備・充実」、「5. 地理空間情報の整備と活用を促進するための総合的な施策」の5つの章にまとめられている。

また、各施策のうち特に重点的に取り組むべき10の施策を「シンボルプロジェクト」として位置付け、第6章にまとめて記載している。

第II部の内容は次章で詳しく述べる。

<p>1. 自然災害・環境問題への対応</p> <p>【シンボルプロジェクト】</p> <p>①統合型G空間防災・減災システムの構築の推進</p> <p>②地球観測衛星による気候変動等の地球規模課題解決への貢献</p>
<p>2. 産業・経済の活性化</p> <p>【シンボルプロジェクト】</p> <p>③スマート農業の加速化などデジタル技術の利活用の推進</p> <p>④i-Constructionの推進による3次元データの利活用の促進</p> <p>⑤衛星データ利活用促進事業</p>
<p>3. 豊かな暮らしの実現</p> <p>【シンボルプロジェクト】</p> <p>⑥自動運転システムの開発・普及の促進</p> <p>⑦「空間ID」を含む3次元空間情報基盤の整備</p> <p>⑧3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化プロジェクト「PLATEAU」</p>
<p>4. 地理空間情報基盤の継続的な整備・充実</p> <p>【シンボルプロジェクト】</p> <p>⑨高精度測位時代に不可欠な位置情報の共通基盤「国家座標」の推進</p> <p>⑩準天頂衛星システムの開発・整備及び測位能力向上の推進</p>
<p>5. 地理空間情報の整備と活用を促進するための総合的な施策</p>

図-2 地理空間情報の活用推進に関する具体的施策

4. 第4期基本計画に基づき推進する具体的な施策
 —第4期基本計画第II部
 第4期基本計画の第II部では、第4期基本計画に

基づき推進する具体的な施策を定めている。第II部は第1章から第6章までの6章で構成されている。その章ごとに、施策の基本的な考え方と国土地理院が取り組む具体的な施策を紹介する。

4.1 自然災害・環境問題への対応

4.1.1 基本的な考え方

第II部第1章「自然災害・環境問題への対応」は、「統合型G空間防災・減災システムの構築の推進」と「地理空間情報を活用したグリーン社会への貢献」の2本の柱で構成される。それぞれの施策の基本的な考え方は以下のとおりである。

(1) 統合型G空間防災・減災システムの構築の推進

近年激甚化・頻発化する災害からの被害を軽減するために、国土強靱(じん)化の取組とも連携しつつ、国や地方公共団体等が保有・収集する防災に関する地理空間情報を高度に活用した防災・減災に資する技術「G空間防災技術」の社会実装を防災サイクルの各段階において推進する。

(2) 地理空間情報を活用したグリーン社会への貢献

地球環境観測のための宇宙システムを着実に整備・活用するとともに、再生可能エネルギーや生物多様性等に関する情報を地理空間情報として見える化することにより、地球規模課題の解決はもとより地域レベルにおけるグリーン社会構築への取組に貢献する。

4.1.2 国土地理院が取り組む具体的な施策

「自然災害・環境問題への対応」に関する、国土地理院が推進する施策は以下のとおりである。これ

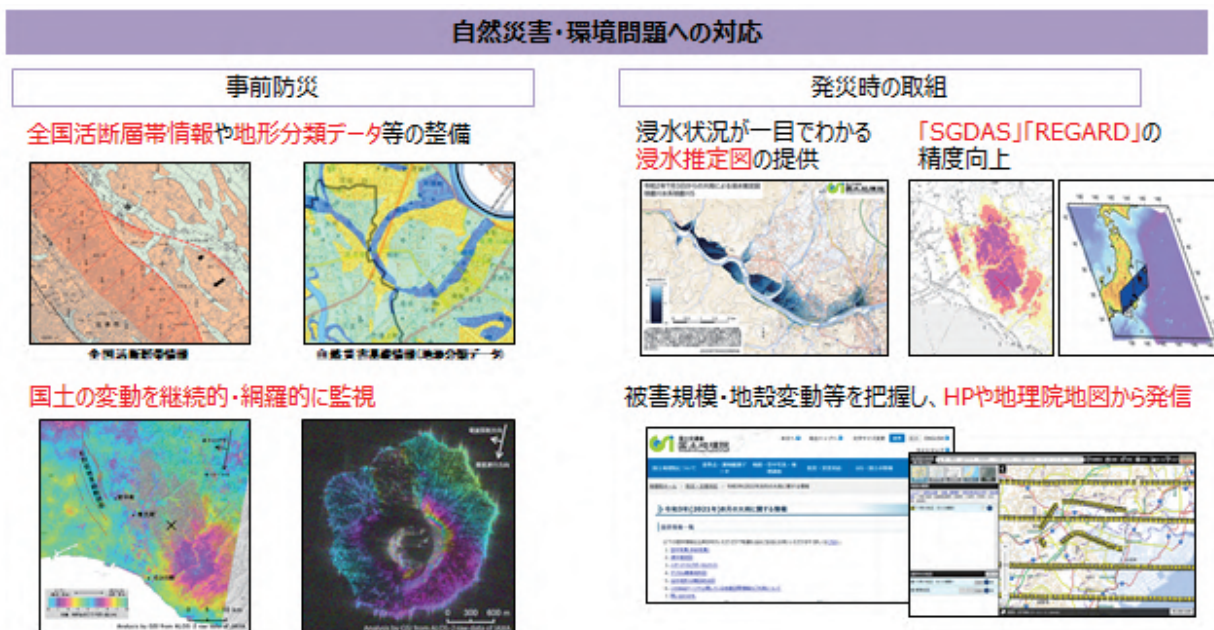


図-3 「自然災害・環境問題への対応」に関する国土地理院の施策

ら全ての施策が、「統合型 G 空間防災・減災システムの構築の推進」に関する施策である（図-3）。

- ・地震災害に関するリスク情報である全国活断層帯情報や、水害等に関するリスク情報である地形分類データ等の防災地理情報の整備
- ・ALOS-2 や ALOS-4 データを用いた干渉 SAR 解析による面的な国土の監視
- ・空中写真・SNS 投稿画像等を活用して浸水範囲と深さを推定し、地図で表示する浸水推定図の迅速な提供
- ・地震発生直後に地盤災害（斜面災害・液状化）の発生地域と規模を推計し関係省庁等へ自動配信を行う「SGDAS」の推計精度や、地殻変動や断層位置等を即時に推定し関係省庁等へ自動配信を行う「REGARD」の推定精度の向上に向けた研究開発
- ・被害規模・地殻変動等を把握し、国土地理院ホームページや地理院地図から発信

4.2 産業・経済の活性化

4.2.1 基本的な考え方

第Ⅱ部第2章「産業・経済の活性化」は、「デジタルトランスフォーメーション（DX）による生産性向上・業務効率化」と「進化した地理空間情報を活用した新サービスの創出等」の2本の柱で構成される。それぞれの施策の基本的な考え方は以下のとおりである。

(1) デジタルトランスフォーメーション（DX）による生産性向上・業務効率化

衛星データや3次元データの利活用や異なる主体間での共有・相互接続、リモートセンシング技術等の活用や衛星測位技術を活用した各種業務の自動化・省人化・効率化を推進し、産業・経済のスマート化を後押しする。これらのDX推進により、環境負荷の低減にも寄与しつつ、生産性の向上を通じた産業・経済の活性化に貢献する。

(2) 進化した地理空間情報を活用した新サービスの創出等

衛星データや人流データなど多様な地理空間情報を活用した有用な情報提供の実施、産業の生産性向上に資するソリューション開発の支援等により、新産業や新サービスの創出を推進する。

4.2.2 国土地理院が取り組む具体的施策

国土地理院は、本基本計画における「自然災害・環境問題への対応」、「地理空間情報基盤の継続的な整備・充実」に関する施策を着実にを行うことで、本章に位置付けられる施策の推進に貢献する。

4.3 豊かな暮らしの実現

4.3.1 基本的な考え方

第Ⅱ部第3章「豊かな暮らしの実現」の基本的な考え方は以下のとおりである。

Society 5.0 を具現化するスマートシティの展開に貢献し、地理空間情報を活用した豊かで安全な暮らしの実現を目指す。そのため、必要な環境整備等を図りつつ、交通、物流、まちづくり等の身近な分野において、高精度な位置情報や3次元データ等を活用し、利便性の向上等に資するサービスの社会実装・活用を進める。

4.3.2 国土地理院が取り組む具体的施策

国土地理院は、本基本計画における「自然災害・環境問題への対応」、「地理空間情報基盤の継続的な整備・充実」に関する施策を着実にを行うことで、本章に位置付けられる施策の推進に貢献する。

4.4 地理空間情報基盤の継続的な整備・充実

4.4.1 基本的な考え方

第Ⅱ部第4章「地理空間情報基盤の継続的な整備・充実」は、「基盤となる地理空間情報の整備・高度化及びGISの整備推進」、「準天頂衛星システムの整備の推進等」、「地理空間情報の流通及び利活用の推進」、「地理空間情報基盤の海外展開・国際貢献」の4本の柱で構成される。それぞれの施策の基本的な考え方は以下のとおりである。

(1) 基盤となる地理空間情報の整備・高度化及びGISの整備推進

第Ⅱ部第1章から第3章までに掲げた取組を行うためには、第1期の基本計画より取り組んできた基盤地図情報等の基礎的な地理空間情報の整備が引き続き必要不可欠である。時間の経過により鮮度が失われ、その利用価値が低下しないよう、整備・更新・維持管理・高度化を着実に実施するとともに、多様な利活用ニーズに対応した地理空間情報のウェブ地図等による提供やGISの整備の推進に取り組む。

(2) 準天頂衛星システムの整備の推進等

我が国独自の衛星測位システムである準天頂衛星システムは、平成30年に4機体制による正式サービスを開始し、令和3年に初号機後継機の打上げを行ったところであり、引き続きG空間社会の実現に不可欠な位置情報と時刻情報を提供する重要な社会基盤として、持続測位が可能な7機体制確立を目指すとともに、サービスの提供を着実に実施する。また、準天頂衛星システムの測位能力の維持・向上に向け、中長期的な観点から我が国の衛星測位システムの在り方について検討を行う。

(3) 地理空間情報の流通及び利活用の推進

多種多様な地理空間情報を相互に接続（Connected）させ、データのオープン（Open）化を進めることで、新たな情報・新たな価値の創出を推進する。このた

め、利用者が容易に情報にアクセスできるデータプラットフォームの活用を促進するとともに、地理空間情報の正確性、信頼性、相互利用するための汎用性、安全性などを考慮した、地理空間情報の流通・利活用に関する仕組みやルールを整備する。

(4) 地理空間情報基盤の海外展開・国際貢献

地理空間情報の国際標準化作業への積極的な参画等を通じ、地球規模の地理空間情報基盤の整備と活用推進に貢献する。また、我が国独自の準天頂衛星システムによる高精度測位補強サービス等について、アジア太平洋地域を中心に海外展開を行い、民間の投資促進や、国際社会における我が国のプレゼンスの向上を推進する。

4.4.2 国土地理院が取り組む具体的施策

「地理空間情報基盤の継続的な整備・充実」に関する、国土地理院が推進する施策は以下のとおりである（図-4）。

(1) 基盤となる地理空間情報の整備・高度化及びGISの整備推進

- ・VLBI 観測による高精度な国土の位置の基準の維持・管理，GNSS 連続観測システム（電子基準点網）の安定的な運用・高度化等，測地測量基盤の継続的な整備・維持管理
- ・我が国の領土・領海等の正確な明示等のため，離島における基準点の設置・維持管理
- ・航空重力測量を用いた新たな標高基準の整備
- ・航空レーザ測量等を活用して3次元地図の整備に



図-4 地理空間情報基盤の継続的な整備・充実に関する国土地理院の施策

活用可能な3次元点群データの整備

- ・民間企業等が設置したGNSS連続観測局の性能評価、民間等電子基準点としての登録
- ・電子地図上の位置の基準である基盤地図情報を含む地図情報や正射画像（オルソ画像）、地名情報等の電子国土基本図の継続的な整備・更新
- ・地表変動の時空間分布の計測の詳細化、AIを活用した画像からの地物抽出の自動化などの研究
- ・電子国土基本図をはじめとする信頼性の高い高鮮度な地理空間情報の提供

(3) 地理空間情報の流通及び利活用の推進

- ・国家座標に準拠した位置情報をどこでも容易に利用できる地殻変動補正の仕組みを構築
- ・地方公共団体等が行う公共測量への技術支援
- ・最新のISO規格及びJISに基づいて体系化した地理情報標準プロファイル（JPGIS）の整備

(4) 地理空間情報基盤の海外展開・国際貢献

- ・ISOの地理空間情報の国際規格策定作業への参画
- ・国連総会で決議された「地球規模の測地基準座標系」（GGRF）の実現に向けた正確な緯度・経度の測定に必要な技術移転
- ・「地球規模の地理空間情報管理に関する国連専門家委員会」（UN-GGIM）の取組に対応した国際VLBI事業、国際GNSS事業等によるGGRFの構築支援等の技術貢献
- ・電子基準点網を含む測量分野の地理空間情報基盤の構築・運用支援

4.5 地理空間情報の整備と活用を促進するための総合的な施策

4.5.1 基本的な考え方

第Ⅱ部第5章「地理空間情報の整備と活用を促進するための総合的な施策」の基本的な考え方は以下のとおりとなっている。

防災、経済、生活など様々な分野における地理空間情報のポテンシャルを最大限活用した多様なサービスの創出や必要な地理空間情報基盤の整備のため、政府は、推進会議やその下に設置されたワーキンググループ等において、地理空間情報の活用推進に関する様々な課題の解決を図るとともに、国・地方公共団体や産学官民の連携・協力体制を強化する。

また、次世代のG空間社会を担う人材の育成やこれまで地理空間情報が十分活用されていなかった分野を含めた多様な分野におけるユースケースの創出のため、周辺分野のコミュニティも巻き込みつつ、各種イベントの開催、積極的な情報発信等に産学官民が連携して取り組む。

さらに、地理空間情報活用の新たな展開に向けて、政府の総合科学技術・イノベーション会議との連携を図り、研究開発を戦略的に推進するとともに、研

究成果の検証と効果的な発信に取り組み、社会実装へ円滑につなげる仕組みを構築する。

4.5.2 国土地理院が取り組む具体的施策

「地理空間情報の整備と活用を促進するための総合的な施策」に関する、国土地理院が推進する施策は以下のとおりである。

- ・地理空間情報の活用の有効性や最新の技術動向に関するセミナー、新産業・新サービスの創造に寄与する講演会・シンポジウム、新商品・新サービスの展示会等を行う「G空間EXPO」を開催（内閣官房、国土交通省と共同）
- ・教育支援コンテンツを充実させる等、地理に関する教育や防災分野における地理空間情報の活用を担う関係者を支援

4.6 シンボルプロジェクト

本基本計画では、第Ⅱ部第6章において、第1章から第5章で推進することとした各施策のうち、特に重点的に取り組むべき施策として10の施策を「シンボルプロジェクト」として位置づけている。そのうちの1つである、「高精度測位時代に不可欠な位置情報の共通基盤「国家座標」の推進」（図-5）を国土地理院が推進する。

本施策では、位置情報を整合させるための共通ルール「国家座標」に準拠した3次元・4次元の地理空間情報を誰もが容易に整備・利用できる環境を整備する。

このため、電子基準点網の適切な運用、民間等電子基準点の登録制度の普及促進、地殻変動補正の仕組みの精度向上や安定的な運用の確保、新たな標高基準の整備等を進め、信頼性の高い位置情報の流通を図るとともに、デジタルツインの実現に不可欠な3次元地図の作成基盤となる基準類や3次元点群データの整備を進める。これらの位置情報、地図情報の基盤の整備により、i-Construction、スマート農業、自動運転、スマートシティ等のG空間技術を用いたプロジェクトの社会実装に貢献し、G空間社会の実現を目指していく。

5. おわりに

第4期基本計画は、地理空間情報のポテンシャルを最大限発揮して社会課題の解決や新サービスの創出を実現していくことに主眼を置いている。国土地理院は、シンボルプロジェクト「高精度測位時代に不可欠な位置情報の共通基盤「国家座標」の推進」を中心に、自然災害への対応、基盤的な地理空間情報の整備・提供等に関する施策を推進し、本計画の着実な推進を図っていく。



図-5 シンボルプロジェクト「高精度測位時代に不可欠な位置情報の共通基盤「国家座標」の推進」

また、国土地理院は、推進会議の事務局として、地理空間情報の活用推進に向けた取組に関する企画、立案及び総合的な調整等を行い、引き続き政府における地理空間情報活用推進施策を、積極的に牽引していく。

（公開日：令和4年11月30日）

参 考 文 献

- 地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）.
- 地理空間情報活用推進基本計画（平成20年4月閣議決定）.
- 地理空間情報活用推進基本計画（平成24年3月閣議決定）.
- 地理空間情報活用推進基本計画（平成29年3月閣議決定）.
- 地理空間情報活用推進基本計画（令和4年3月閣議決定）.